

## <婚姻費用分担請求調停を申し立てる方へ>

### 1 概要

別居中の夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、婚姻費用の分担を求めることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子が進学した場合など）には婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしたり、書類等を提出していただいたりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、婚姻費用の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※ 婚姻費用の算定表は、次のサイトに掲載されていますので、参照してください。

[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi\\_santei\\_hyou/index.html](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html)

### 2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200円
- 連絡用の郵便切手・・・合計 1,100 円分  
(内訳 140 円×1枚, 84円×10枚, 10円×10枚, 1円×20枚)

### 3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

#### (1) 申立て時の提出書類等

- 申立書 3 通  
→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口には3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。
- 申立書には、相手方に開示できない住所を記載しないでください。
- 事情説明書 1 通
- 連絡先等の届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1 通（申立人と相手方が内縁関係の場合は不要です。）  
→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

#### (2) 調停進行中の提出書類等

- ① 必ず提出していただく書類等  
次の書類は、第1回調停期日までに提出してください。
  - 収入に関する書類等  
→源泉徴収票写し、給与明細写し、確定申告書写し、非課税証明書写し等、申立人の収入が分かるもの
  - 過去の婚姻費用に関する取決めや支払状況に関する書類等  
→過去の審判書、判決書、調停調書等
- ② その他の提出書類等  
特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類等が考えられますので、必要に応じて提出してください。

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

### (3) 上記(2)の提出書類等の提出方法

- ・ 婚姻費用分担請求調停事件は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピーを2通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）でとめて、一体として提出してください。相手方にその書面等を交付するか否かについては、裁判官が判断することになります。

※ この提出方法は、婚姻費用分担請求調停事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

### (4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

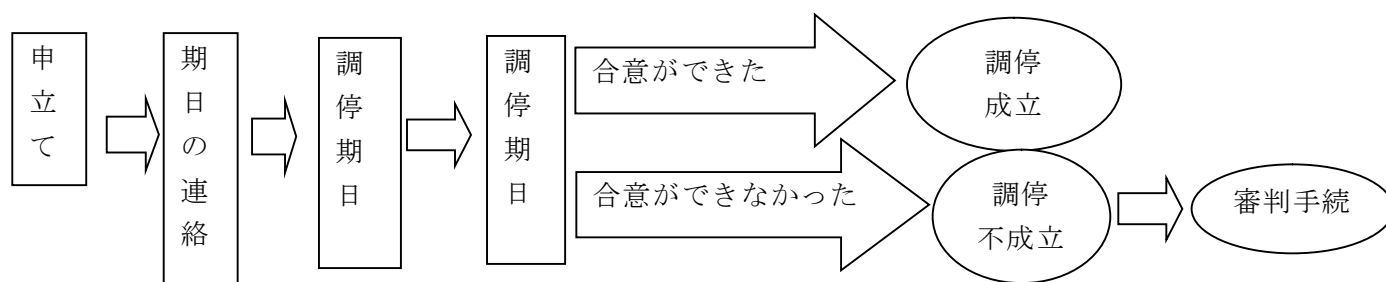
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

## 4 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

## 5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間（進行によっては更に長くかかる場合もあります。）程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。



**この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。**

受付印	<input checked="" type="checkbox"/> 調停 家事 申立書 事件名 <input type="checkbox"/> 審判	<input checked="" type="checkbox"/> 婚姻費用分担請求 <input type="checkbox"/> 婚姻費用増額請求 <input type="checkbox"/> 婚姻費用減額請求
この申立書を提出する裁判所名 収入印紙 円 予納郵便切手 円	(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 60px;">印紙</div> (貼った印紙に押印しないでください。)	

この申立書を提出する裁判所名

この申立書を作成した日

千葉 家庭裁判所 御中 令和〇〇年〇月〇〇日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	甲野花子
------------------------------	-----------------------------	------

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります) <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) (内縁関係に関する申立ての場合は不要) <input checked="" type="checkbox"/> 申立人の収入に関する資料(源泉徴収票、給与明細、確定申告書、非課税証明書等) <input type="checkbox"/>
------	--

相手方に知らせてもよい住所を記載し、併せて「連絡先等の届出書」を提出してください。

連絡先を相手方に秘匿したい場合には、同届出書に「非開示の希望に関する申出書」を付けて提出してください。

申立人	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉市〇〇区×××〇丁目〇番〇号		ハイソック (〇〇〇)
	フリガナ	コウノハナコ		
相手方	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉市〇〇区×××〇丁目〇番〇号		〇〇アパート〇〇号 (方)
	フリガナ	コウノタロウ		大正昭和〇〇年〇月〇日生 (〇〇歳)
対象となる子	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居	平成〇〇年〇月〇日生 (〇歳)	
	フリガナ	コウノイチロウ		
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居	平成〇〇年〇月〇日生 (〇歳)	
	フリガナ	コウノジロウ		
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居	平成 年 月 日生 ( 歳)	
	フリガナ			

(注) 太枠の中だけ記入してください。対象となる子は、申立人又は相手方が監護養育している子を記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。

**この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。**

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号を○で囲んでください。  
□の部分は、該当するものにチェックしてください。

金額がはっきりしないときは、「相当額」を選択してください

**申 立 て の 趣**

(  相手方 /  申立人 ) は、(  申立人 /  相手方 ) に対し、婚姻期間中の生活費として、次のとおり支払うとの (  調停 /  審判 ) を求めます。

※ 1 毎月 (  金 000 円 /  相当額 ) を支払う。  
2 毎月金.....円に増額して支払う。  
3 毎月金.....円に減額して支払う。

初めて同居をした日

別居している場合、直近の別居をした日

**申 立 て の 理**

**同居・別居の時期**

同居を始めた日..... 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 令和  
別居をした日..... 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 令和

**婚姻費用の取決めについて**

1 当事者間の婚姻期間中の生活費に関する取り決めの有無  
□あり (取り決めた年月日: 平成・令和.....年.....月.....日)     なし

2 1で「あり」の場合

(1) 取決めの種類  
□口頭   □念書   □公正証書   (.....家庭裁判所..... (□支部 / □出張所) )  
□調停   □審判   □和解   →   平成・令和.....年(家.....)第.....号

(2) 取決めの内容  
(□相手方 / □申立人) は、(□申立人 / □相手方) に対し、平成・令和.....年.....月から.....まで、毎月.....円を支払う。

**婚姻費用の支払状況**

現在、毎月.....円が支払われている (支払っている)。  
 平成・令和.....年.....月ころまで、毎月.....円が支払われていた (支払っていた) が、その後、(  減額された (減額した) /  支払がない (支払っていない) )。  
 支払はあるが、一定しない。  
 これまで支払はない。

**婚姻費用の分担の増額または減額を必要とする事情 (増額・減額の場合のみ記載してください。)**

申立人の収入が減少した。     相手方の収入が増加した。  
 申立人が仕事を失った。  
 申立人自身・子にかかる費用 (□学費 □医療費 □その他) が増加した。  
 その他 (.....)



**この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。**

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号を○で囲んでください。  
□の部分は、該当するものにチェックしてください。

申 立 て の 趣 旨	
( <input type="checkbox"/> 相手方 / <input type="checkbox"/> 申立人 ) は、( <input type="checkbox"/> 申立人 / <input type="checkbox"/> 相手方 ) に対し、婚姻期間中の生活費として、次のとおり支払うとの ( <input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判 ) を求めます。	
※ 1 毎月 ( <input type="checkbox"/> 金.....円 / <input type="checkbox"/> 相当額 ) を支払う。	
2 毎月金.....円に増額して支払う。	
3 毎月金.....円に減額して支払う。	

申 立 て の 理 由	
同居・別居の時期	
昭和 同居を始めた日…平成 年 月 日 令和.....	昭和 別居をした日…平成 年 月 日 令和.....
婚姻費用の取決めについて	
1 当事者間の婚姻期間中の生活費に関する取り決めの有無 <input type="checkbox"/> あり (取り決めた年月日：平成・令和.....年.....月.....日) <input type="checkbox"/> なし	
2 1で「あり」の場合	
(1) 取決めの種類 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 念書 <input type="checkbox"/> 公正証書 (.....家庭裁判所..... ( <input type="checkbox"/> 支部 / <input type="checkbox"/> 出張所 ) ) <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 → (平成・令和.....年(家.....)第.....号)	
(2) 取決めの内容 ( <input type="checkbox"/> 相手方 / <input type="checkbox"/> 申立人) は、( <input type="checkbox"/> 申立人 / <input type="checkbox"/> 相手方) に対し、平成・令和.....年.....月 から.....まで、毎月.....円を支払う。	
婚姻費用の支払状況	
<input type="checkbox"/> 現在、毎月.....円が支払われている (支払っている)。 <input type="checkbox"/> 平成・令和.....年.....月ころまで、毎月.....円が支払われていた (支払っていた) が、その後、( <input type="checkbox"/> 減額された (減額した) / <input type="checkbox"/> 支払がない (支払っていない) )。 <input type="checkbox"/> 支払はあるが、一定しない。 <input type="checkbox"/> これまで支払はない。	
婚姻費用の分担の増額または減額を必要とする事情 (増額・減額の場合のみ記載してください。)	
<input type="checkbox"/> 申立人の収入が減少した。 <input type="checkbox"/> 相手方の収入が増加した。 <input type="checkbox"/> 申立人が仕事を失った。 <input type="checkbox"/> 申立人自身・子にかかる費用 ( <input type="checkbox"/> 学費 <input type="checkbox"/> 医療費 <input type="checkbox"/> その他 ) が増加した。 <input type="checkbox"/> その他 (.....)	



令和\_\_\_\_年(家\_\_\_\_)第\_\_\_\_\_号(期日通知等にかかれた事件番号を書いてください。)

## 連絡先等の届出書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

申立人  相手方 氏名: \_\_\_\_\_ 印

### 1 送付場所

標記の事件について、書類は次の場所に送付してください。

- 申立書記載の住所
- 次の場所です。

〒 \_\_\_\_\_ (部屋番号や〇〇様方等も正確に記入してください。)

場所と本人との関係：住所 就業場所(勤務先)

その他 \_\_\_\_\_

### 2 電話番号(平日の昼間に連絡がつく電話番号)

- 携帯電話番号： \_\_\_\_\_
- 固定電話番号( 自宅 / 勤務先 )： \_\_\_\_\_
- どちらに連絡があってもよい。
- できる限り、 携帯電話 / 固定電話への連絡を希望する。

\* 1, 2について非開示を希望する場合には、「非開示の希望に関する申出書」を作成して、その申出書の下にこの書面をステープラー(ホチキスなど)などでとめて、一体として提出してください。

\* 連絡先等について非開示を希望する場合には、開示により当事者や第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれがあると理解して、原則として開示しない取扱いになっておりますので、その他の理由がなければ、「非開示の希望に関する申出書」の第2項(非開示希望の理由)に記載する必要はありません。



